

沖縄県猫の適正飼育ガイドライン

～人と猫が共生できる社会をめざして～



平成24年度動物愛護図画コンクール
沖縄県知事賞作品（アッシュと仲よし）
宮古島市立 久松小学校3年
照喜名 紗香（てるきな あやか）

平成25年3月
沖縄県

目次

1. はじめに	• • • • •	p1
2. 基本的な考え方	• • • • •	p2
3. 定義	• • • • •	p2
4. 猫の特性（生態・行動・社会性）	• • • • •	p3
5. 猫を飼い始める前に	• • • • •	p5
6. 飼い主の心構え	• • • • •	p8
7. 「飼い主のいない猫（野良猫）」の対応	• • • • •	p14
• 「飼い主のいない猫対策」マニュアル（試行版）	• • • • •	別添



1. はじめに

都市化が進むと猫が増えるといわれています。

犬に比べて散歩の必要もなく、鳴き声も静かな猫は都市環境に適した飼育動物であるばかりでなく、飼い主にとっては、心の安らぎや毎日の生活に潤いなどを与えてくれます。また、ペットでありながら野生的な側面を強く残している動物であるという点や自由気ままなところに猫の魅力を感じるという人が多いことも挙げられます。

家族の一員として、猫を大切に飼われている方がおられる反面、間違った飼い方をしたために近隣住民に迷惑をかけている飼い主や命ある猫を「もの」のように捨てたりする飼い主も見受けられます。

無責任な飼い主に捨てられた猫の多くは、不妊去勢手術を施していない場合が多く、その繁殖力から放っておくとあっという間に増え、「ゴミ荒し」、「ふん尿による害」、「夜中の鳴き声」等の生活環境への被害は、さらに拡大、恒常化し、猫自身が地域の悪者、嫌われ者になっていきます。

また、高いハンティング能力を持つ猫が適切に飼育されず野山に放たれるとヤンバルクイナやケナガネズミなどの希少野生動物の脅威となり自然環境のバランスを崩す要因となります。

本県においては、飼えなくなった猫の引取りや所有者不明の猫を保護しておりますが、新しい飼い主がみつかる可能性は極めて低く、そのほとんどが殺処分となっているのが現状です。

このようなことから、猫を飼育する際には、命ある猫の適正な飼育に責任を負う者として、猫の生態、習性等を理解し、愛情を持って家族の一員、地域社会の一員として取扱い、近隣に迷惑がかからぬよう心がけることによって、猫にとっても地域の人々にとっても快適な日々を送ることができるのではないかでしょうか。

本ガイドラインは、人と猫が調和した快適な居住環境の維持向上、そして、人と猫が共生できる社会づくりを図るために基本的なルールを示すことを目指しました。

2. 基本的な考え方

- (1) 猫を飼いたいと思っている方々に、まず、考えてほしいことを示します。
- (2) 飼い猫については、終生飼育、不妊去勢措置および屋内飼育等の適正な飼育方法並びに所有者明示による飼い主の責任を示し、生活環境被害の軽減と「飼い主のいない猫（野良猫）」の減少を図ります。その結果として、猫の引取りおよび殺処分数の減少を目指します。
- (3) 飼い主のいない猫については、地域住民への生活環境被害の軽減と地域における猫の無秩序な繁殖を抑制させることを目的に「地域猫活動」という考え方を活用し、「飼い主のいない猫」対策に取組む地域に対して支援を行います。
- (4) 県民に対して、猫をはじめ動物すべてを命あるものとして動物愛護の意識を高め、動物の虐待や遺棄などをなくしていきます。

3. 定義

- (1) 飼い主
猫の所有者又は占有者（猫の飼育又は保管をする者）
- (2) 猫の定義（分類）
 - 1) 飼い猫
特定の人が、所有する猫としての意思を持ち、飼育している猫
 - ・内猫
屋内のみで飼育されている猫
 - ・外猫
屋外で飼育されている猫、または屋外に出ることもある猫
 - 2) 野良猫
人間生活に依存して生活するが特定の飼い主を持たない、屋外で生活する猫。

3) 地域猫

地域の理解と協力を得て、地域住民の認知と合意が得られている、特定の飼い主のいない猫を言います。

その地域にあった方法で、飼育管理を明確にし、飼育する対象の猫を把握するとともに、エサやふん尿の管理、不妊去勢手術の徹底、周辺美化など地域のルールに基づいて適切に飼育管理し、これ以上数を増やす、一代限りの生を全うさせる猫を指します。

数年後にはその地域から飼い主のいない猫が減っていくことを目的とするものです。

4. 猫の特性（生態・行動・社会性など）

(1) 社会生活

オスもメスも単独生活が基本ですが、それぞれが一定の広さの行動圏をもっています。一軒の家の中で複数の猫が暮らす場合やエサ場、休息場所を共有してコミュニティーを形成するなどして生活する場合もあります。

(2) 行動範囲（テリトリー）

猫の個体差やエサの状況により異なりますが、犬に比べ、はるかに行動範囲が小さく、飼い猫は自宅とその周辺程度です。

メスや去勢されたオスの行動範囲は狭く、去勢されていないオスは、メスの行動範囲の数倍から 10 倍程度といわれています。

(3) 繁殖

1) メス

メスは生後 7 ヶ月から 12 ヶ月の間に最初の発情があります。一般的には、年 3~4 回、約 3 ヶ月間隔で発情が見られ、1 週間程度続くものが多いといわれています。発情の兆候は落着きがなくなり、尾を上げて排尿回数が増えて、特有の鳴き声（オスを呼ぶ声）を出すなどの行動が見られます。

メスは交尾の刺激により排卵するため、交尾によってほぼ確実に妊娠します。妊娠期間は、60 日前後で 1 回の出産で平均 5 頭の子猫を出産します。交尾をしない場合は、4~5 週間おきに発情をします。

ただし、飼育環境や様々な条件で個体差があるのですべてがこのように

発情するとは限りません。

2) オス

オスは生後6ヶ月から12ヶ月の間、初步的な性行動が見られます。

一般的には、生後18ヶ月の頃から顕著になり、特徴的な鳴き声、尿スプレー、放浪、オス同士のけんかが見られるようになります。

オスには発情周期はなく、メスが発情時に示す鳴き声や尿臭に誘われます。

(4) 夜行性

猫は本質的には夜行性の動物で、人の眼が感じる最低の光量の6分の1の明るさでも物を見ることができます。

しかし、内猫の行動を見ると飼い主の生活リズムにより変化し、それぞれ昼夜を通して多様であり、真の夜行性とはいえないようです。



(5) 排泄

1日に2から3回程度の排尿と1から2回の排便をします。場所は、軟らかい土や砂の上を好み、排泄物を埋める習性があります。

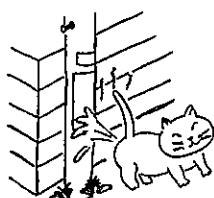


(6) マーキング行動

1) 尿マーキング（尿スプレー）

行動圏を明らかにして、自分の存在を誇示したり、不安を感じたりした時に示すマーキング行動です。

オス猫では、去勢すると尿マーキングを90%近くやめると言われています。



2) 擦り付け

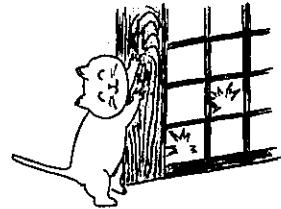
飼い主や仲の良い仲間に近づく時にも顔やわき腹を擦り付ける行動は、安心や親愛の情を示していると言われています。

この行動は、顔から分泌される匂い物質を擦り付けの大変なコミュニケーションの一つです。



3) 爪とぎ（引っかき行動）

爪は常に伸びてくるので適当な間隔で爪をとぎ、また、爪で傷をつける視覚的マーキングと足の裏から出る汗をつける匂いのマーキングを同時に行っています。



(7) 毛づくろい（セルフグルーミング）

猫は清潔好きで、いつも体をなめたり前肢で顔を洗うような行動をします。獲物に匂いで感づかれないために清潔にしておく習性があります。

また、猫同士がなめ合う行動は、気の合った仲間であることを示しますが、不安や心理的ストレスが続くと、毛づくろいの頻度が高まって毛が抜けてしまうこともあります。



(8) 寿命

平均寿命は10年前後と推定されています。ワクチンの開発、獣医学の進歩、キャットフードの普及により少しずつ寿命が延びる傾向にあると考えられています。長寿の猫としては20年以上のものもいます。

野良猫や外猫の場合は、家の中で飼われている猫に比べるとずっと短く3～4年と言われていますが、これは栄養状態や病気、生活環境、交通事故等の要因が大きく影響しているものと考えられます。

5. 猫を飼い始める前に

飼ってしまってから「こんなはずじゃなかった」とあわてても間に合いません。飼う前に考えてみましょう。

- (1)・あなたの住まいはペットを飼える住居ですか？
- ・転居や転勤の予定はありませんか？



住まいが猫を飼える住居であることは、必要不可欠です。
集合住宅の場合は、飼育の不可を確認する必要があります。

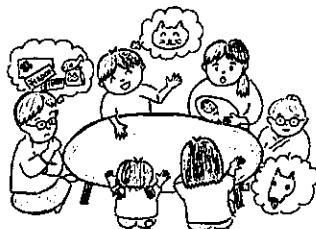
(2)・あなたのライフスタイルに合って
いますか？

・毎日欠かさず世話に時間と手間を
かけられますか？



見た目やイメージに惑わされることなく、猫の特性をよく理解して
自分のライフスタイルと目的に合っているか、冷静に判断しましょう。

(3) あなたの家族は全員猫を飼うこと
に賛成していますか？



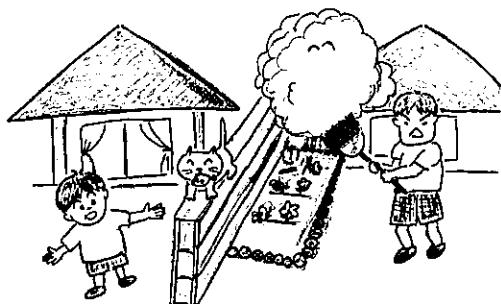
猫を飼うのに、家族の理解と協力は不可欠です。
あなたが突然の病気やアクシデントに見舞われた時も、家族が協力し
てくれれば切り抜けることができます。

(4) 家族の中に猫に対するアレルギー
を持っている人はいませんか？



猫を飼い始めたら、喘息や皮膚の湿疹など家族にアレルギー症状が
でたというケースがあります。家族にアレルギー体质の人がいる場合
は、猫の毛や排泄物などにアレルギー反応を起こす可能性があるので、
飼う前に医師に相談するなど慎重な判断が必要です。

(5) 近隣に迷惑をかけないように配慮できますか？



猫の鳴き声、臭い、ふんの放置は、多くの地域で近隣トラブルの元になっています。近隣に迷惑をかけないために、ふんの始末はもちろん、適切なしつけなどもしなくてはなりません。

(6) 猫の一生にかかる費用を考えてみましたか？



猫を飼うには、購入代金だけではなく、その後もお金がかかります。
例：健康管理費（ワクチン接種、不妊去勢手術、治療費）、食費、
ペット用品（施設費）

(7) 生涯にわたる計画をたててみましたか？

生涯とは、猫の生涯とともに、あなたの生涯のことも含まれます。
猫は十数年以上生きます。猫が高齢になったときの介護のことも考えておかなくてはなりません。
就職、進学、転居、結婚、出産・・・人生には様々な転機があります。明らかに飼えない状況になることが分かっているのに、飼い始めてしまうのは無責任といえます。

(8) 万一、飼えなくなったときのことを考えていますか？

あなたが突然入院してしまったり、不幸なアクシデントもあるかもしれません。代わりに飼ってくれる人を見つけておくなど、万一のとき、あなただけを頼りとして生きている命をいかに守っていくかも考えておくべきことといえるでしょう。

(9) 衝動的な感情で飼うつもりではないですか？



「かわいい」、「かわいそう」という気持ちだけでは、生き物は飼えません。ファッショニや流行、思い込みや擬人化ではなく自分が最期まで責任をもって飼えるか、飼い始める前によく考えましょう。

参考：猫を飼えなくなるケース

- ①引越でかえなくなった。
- ②子供にアレルギー症状がでた。
- ③近隣から苦情がでた。
- ④仕事が忙しい。子供が生まれたなど世話をする時間がない。
- ⑤病気で世話ができなくなった。
- ⑥飼い主が亡くなった。
- ⑦健康管理費等に費用がかかり負担となった。など・・・

6. 飼い主の心構え

(1) 終生飼育をしましょう。

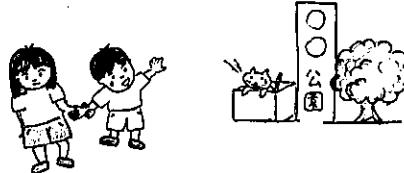
終生飼育とは、天寿を全うするまで面倒を見ることをいいます。

飼い主は、猫が命あるものであることを強く認識し、責任を持って終生飼育をしましょう。

猫の寿命は長い場合で15年以上になります。最期をみとるのは、飼い主の義務といえるでしょう。

● 飼っている動物を捨てることは犯罪です。

「動物の愛護及び管理に関する法律」では、動物を捨てる行為や動物を傷つけたりする行為には以下の罰則が規定されています。

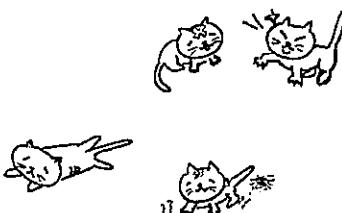


- ・みだりに愛護動物を殺傷した者⇒2年以下の懲役または200万円以下の罰金
- ・みだりに愛護動物を虐待、遺棄した者⇒100万円以下の罰金

● 捨てられた動物の行く末

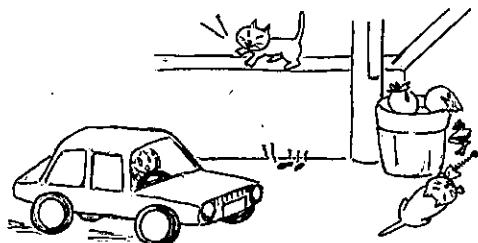
捨てる人は、きっと誰かに拾われて幸せになると信じようと思いますが、現実は甘くありません。子猫においては、暑さや寒さで衰弱し、食べ物をえられず空腹で死していくのが現実です。

成猫においても、どこに行ってもなわばかりの主の猫に攻撃され、衰弱し感染症にかかったり交通事故に遭うなどして悲惨な末路をたどります。



● 近隣住民も大迷惑

「ゴミを荒らす」、「庭を糞尿で汚される」、「夜中の鳴き声で眠れない」、「道路への飛び出し」など近隣住民にも多大な迷惑になります。



● 自然に還すは大間違い

自然に還せばいいと考える人がいますが、それは誤りです。長く人と一緒に暮らしてきた猫は、性質も身体も人と共に暮らすように変化していて、猫が帰るべき自然は存在しません。猫が希少な動物を捕食することもあり、野に放つことは、猫を危険にさらすだけではなく、自然環境を破壊する身勝手な行為といえます。



(2) 不妊去勢手術を行いましょう。

①望まない繁殖の予防

猫はとても繁殖力の強い動物です。不妊去勢手術をせず放置しておくとあっという間に増えてしまいます。

繁殖を望まない場合や生まれてくる全ての命に責任を持てないのであれば、必ず不妊去勢手術を行い、飼い主のいない不幸な猫の繁殖を防いでください。

②問題行動の抑制(発情によるストレスからの解放)

不妊去勢手術を行うことによって、性ホルモンが減るため、発情や繁殖に関係する攻撃性、放浪、興奮、尿によるマーキングなどの問題行動を防ぐためにも有効です。

③生殖器に関する病気の予防

生殖器の病気予防、交尾による感染症予防、性ホルモンの働きによって起こる病気の発症率が低くなります(子宮蓄膿症、卵巢腫瘍、乳腺腫瘍、精巣腫瘍、猫後天性免疫不全症候群など)。

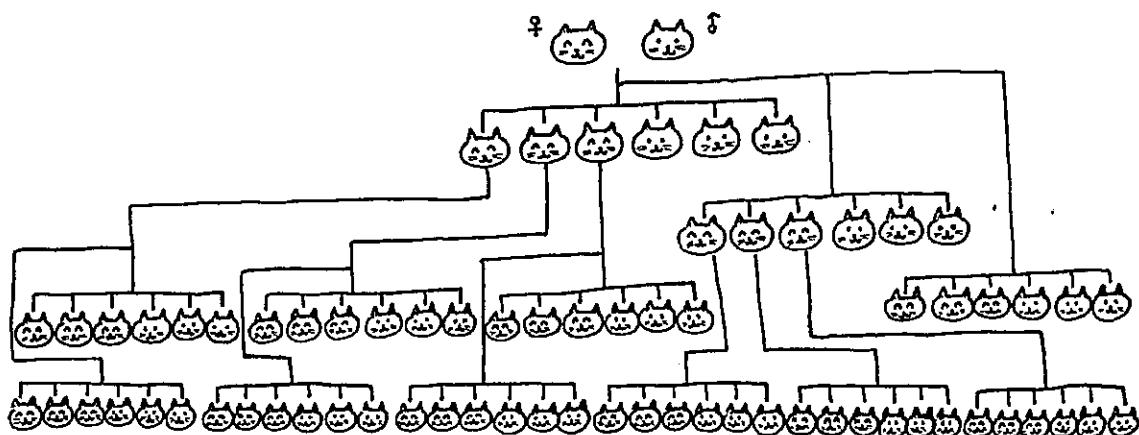
このように、不幸な命を増やさないために、また、猫の健康管理のためにも動物病院で不妊去勢手術を受けさせましょう。

猫は、条件が整えば1年間に3回妊娠し、1回に2~8頭の子猫を産むことが可能です。

【繁殖シミュレーション】

2頭の猫が、1年間に72頭に！

(1回の出産数6頭、そのうちメスが3頭、年間3回の出産の場合)



不妊去勢手術の主な利点と欠点

	メスの不妊手術（卵巣と子宮の除去）	オスの去勢手術（精巣の除去）
利点	①望まない妊娠がなくなる。（捨て猫が減る） ②卵巣、子宮の病気のリスクがなくなる。 ③性ホルモンに関する乳腺腫瘍などの病気のリスクが低くなる。 ④発情期特有の困った行動がなくなる。（トイレ以外での排尿、大きな鳴き声、攻撃性、興奮、外に出たがるなど） ⑤様々なリスクが軽減することにより、寿命が延びる。	①望まない交尾がなくなる。（捨て猫が減る） ②精巣の病気のリスクがなくなる。 ③メスへの興味によるストレスが軽くなる。 ④発情期特有の困った行動がなくなる。（大きな鳴き声、マーキング、攻撃性、外に出たがる、ケンカなど） ⑤猫後天性免疫不全症候群などケンカや交尾で感染する病気のリスクが低くなる。 ⑥様々なリスクが軽減することにより、寿命が延びる。
欠点	肥満傾向になる。（適切な栄養管理で防げる。）	肥満傾向になる。（適切な栄養管理で防げる。）

※上記の効果は、不妊去勢手術を行った場合に必ず現れるとは言えませんが、不妊去勢手術の時期は、生後6ヶ月以降といわれていて、性成熟前（最初の発情前）に行うと病気など様々なリスクを軽減することができます。なお、個々の猫の適期は、発育状態や健康状態にもよりますので、詳しくは動物病院の獣医師にご相談ください。

（3）所有者明示（身元の表示）を行いましょう。



万一、飼い猫が逃げ出したり、災害時に行方不明になった時、所有者明示を行っていれば、発見される可能性が高くなります。

所有者明示を行う方法としては、飼い主の住所、氏名、連絡先を記載した首輪や迷子札をつける方法やマイクロチップ※を装着する方法があります。

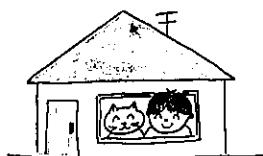
所有者明示は、自分の飼い猫の行動に責任を持つ意味でも必要です。

<※マイクロチップとは>

動物の個体識別を可能にするための、直径 2 ミリメートル、長さ 8~12 ミリメートルほどの細長い電子標識器具のことです。

専用のインジェクター（挿入器）で皮下に埋め込んで使用します。埋め込みは通常の皮下注射と同様で、動物病院（獣医師）で行います。世界共通の 15 ケタの数字が記録されており、専用の読取器で番号を読み取り、個体識別が可能になります。一度装着すれば、生涯脱落することのない、確実性の最も高い方法です。

(4) 屋内飼育をしましょう。



猫は屋内飼育が原則です。

屋内で飼うことで交通事故、猫同士での病気の感染・ケンカ、迷子などの危険から猫自身を守ることができます。

また、鳴き声やふん尿などで近隣に迷惑をかけることもなく、予測しない繁殖、他の場所での繁殖もなくなり、飼い主のいない猫を増やす心配もありません。

上下運動(キャットタワーなど)のできる場所やリラックスできる場所を用意するなど、心理的、肉体的なストレスを与えないように配慮し、飼い主が環境を整えてあれば猫は屋内で充分に暮らせます。

「猫の屋内飼育は常識です。」と言えるようにしましょう。

<屋内飼育のポイント>

- ・飼い始めから屋外にださないようにする。
- ・トイレは、常に清潔にし、静かな落ち着ける場所に設置する。
- ・爪とぎを設置する。
- ・上下運動（垂直運動）のできる立体的な場所や空間を確保する。
- ・不妊去勢手術をすることによって発情のストレスや尿スプレー行動が抑えられる。
- ・一緒に遊び、猫に遊び道具を与える。
- ・ヤカン、電気のコード、針、釘など危険物を置かない。
- ・知らない人が来たときなど逃げたりする可能性があるため、一匹で落

ち着ける場所を確保する。

- ・外を眺めたり、日光浴のできる場所を確保する。

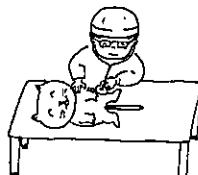
(5) トイレのしつけを行いましょう。



トイレのしつけがされていない「外猫」は、公共の場所や他人の土地にふん尿をして迷惑をかけているかもしれません。

猫は自分のふん尿を一定の場所に埋める性質がありますので、市販のトイレ砂などを用いて自宅にトイレを設置すれば、簡単にトイレのしつけをすることができます。

(6) 健康管理に気をつけましょう。



猫には、感染症や生活習慣病など人と同じように、たくさんの病気があります。猫の状態を確認するための定期的な健康診断と予防接種をすることが大切です。普段からかかりつけの動物病院を決めて、いろいろ相談しておきましょう。

<健康管理のポイント>

- ・毎日の状態把握（元気の有無、ふんの状態、食事の量、動作、表情）

(7) 人と動物の共通感染症について知識を習得しましょう。

人と動物の共通感染症とは、動物から人へ、人から動物へお互いに感染する病気のことです。世界では200種類以上が確認されていて、そのうち約60種類が日本国内でも発生しています。犬や猫の場合は、一般的な衛生対策を守ればほとんどの病気は予防できます。

人と猫の主な共通感染症

- ①猫ひっかき病、②トキソプラズマ症、③皮膚糸状菌症、
- ④コリネバクテリウム・ウルセラנס感染症、⑤回虫症
- ⑥サルモネラ症、⑦パストレラ症

一般的な衛生対策

- ・口移しや同じ食器で食べ物を与えない。
- ・口づけなど過剰な接触をしない。
- ・猫を触った後と飲食の前には手を洗う。
- ・排泄物はすぐに片付け、処理の後は手を洗う。
- ・猫の健康と衛生的な飼育環境を保つ。

7. 「飼い主のいない猫（野良猫）」の対応

「飼い主のいない猫（野良猫）」の問題は、地域によって異なりますが、猫がみだりに繁殖し、生活環境の被害や近隣トラブルが生じる事案が見られます。

「飼い主のいない猫」の問題解決の手法の一つとして、「地域猫活動」があります。「地域猫活動」とは、地域の理解と協力を得て、地域住民の合意のもとに地域住民が主体となって「飼い主のいない猫」に不妊去勢手術を施してこれ以上増えないようにし、一代限りの命を全うするまでその地域で衛生的に飼育管理を行うことです。また、「地域猫活動」は、「猫」の問題ではなく「地域の環境問題」としてとらえ、周辺美化など地域のルールに基づき、地域計画として考えていく必要があります。

「飼い主のいない猫」への対応は、地域に住む人全体の問題であるという共通認識のもと、地域住民、ボランティア、市町村、県が一体となって解決を図ることが必要であると考えます。

そこで、県としては、「飼い主のいない猫」による地域住民への生活環境被害の軽減と地域における猫の無秩序な繁殖を抑制させることを目的に「地域猫活動」という考え方を活用し、「飼い主のいない猫」対策に取組む地域を「モデル地区」として選定し、不妊去勢手術等の支援を行います。

＜参考＞

「飼い主のいない猫対策」マニュアル（試行版）・・・・・・・別添

<引用・参考資料>

「住宅密集地における犬猫の適正飼育ガイドライン」環境省 自然環境局総務課動物愛護管理室
「ふやさないのも愛」環境省 自然環境局総務課動物愛護管理室
「捨てないで迷子にしないで」環境省 自然環境局総務課動物愛護管理室
「めざせ！満点飼い主」環境省 自然環境局総務課動物愛護管理室
「あなただけにできること」環境省 自然環境局総務課動物愛護管理室
「まもれますか？ペットの健康と安全」環境省 自然環境局総務課動物愛護管理室
「ねこの適正な飼育管理を推進するために」環境省 自然環境局総務課動物愛護管理室
「動物適正飼育教本（増補版・猫編）」社団法人 日本動物保護管理協会
「猫と共に暮らすためのガイドライン」千葉市健康部生活衛生課
「飼い主のいない猫との共生をめざす街ガイドブック」東京都福祉保健局
「猫の適正飼育推進策について（答申）」東京都動物保護管理審議会
「目黒区ネコの飼育ルール」目黒区保健所
「神奈川県猫の適正飼育ガイドライン」神奈川県保健福祉局生活衛生部食品衛生課
「川崎市ねこの適正飼育ガイドライン」川崎市健康福祉局
「滋賀県ねこと共に生きるためのガイドライン」滋賀県動物保護管理センター事業推進協議会
「福岡市ねことの共生ガイドライン」福岡市動物管理センター
「長崎市猫の適正飼育ガイドライン」長崎市福祉保健部動物管理センター
「鹿児島市猫の適正飼育及び管理ガイドライン」鹿児島市保健所生活衛生課
「地域猫活動実践ガイドブック」埼玉県保健医療部生活衛生課
「人と猫が共生できる街をめざして」横浜市 磯子区福祉センター
「人と猫との調和のとれたまちづくり」新宿区保健所衛生課
「飼い主のいないねこの管理マニュアル（試行版）」静岡県厚生部生活衛生室
「日本の外来哺乳類」財団法人 東京大学出版会
「地域猫のすすめ」黒澤泰 株式会社 文芸社
「平成23年度事業概要」沖縄県中央食肉衛生検査所、沖縄県北部食肉衛生検査所
「食肉検査等情報還元調査」厚生労働省 医薬食品局
「動物由来感染症ハンドブック2011」厚生労働省健康局
「共通感染症ハンドブック」社団法人 日本獣醫師会

(順不同)

イラスト：森河TAKO

飼育動物に関する問い合わせ先

名称	所在地	電話番号	所管区域
動物愛護管理センター	南城市大里字2000	098-945-3043	県一円(宮古島市、宮古郡、石垣市及び八重山郡を除く)
宮古福祉保健所	宮古島市平良字東仲宗根476	0980-72-3501	宮古島市及び宮古郡
八重山福祉保健所	石垣市字真栄里438	0980-82-3243	石垣市及び八重山郡

沖縄県猫の適正飼育ガイドライン

発行日：平成25年3月

編集・発行：沖縄県環境生活部自然保護課

〒900-8570

沖縄県那覇市泉崎1-2-2

TEL: 098-866-2243

FAX: 098-866-2240

E-mail: aa039004@pref.okinawa.lg.jp